

特定非営利活動法人羽村市スポーツ協会部会規則

(目 的)

第1条 この規則は、特定非営利活動法人羽村市スポーツ協会（以下「協会」という。）定款第40条の規定により、協会に部会を設け、スポーツ振興を円滑に推進するために必要な事項を定めるものとする。

(構成及び役割)

第2条 部会は、理事をもって組織し、構成及び役割は、次のとおりとする。

- (1) 総務指導広報部 総務関係全般、研修及び広報の発行
- (2) 事業部 各種事業の運営

(役 員)

第3条 部会に次の役員を置く。

- (1) 部会長 1名
 - (2) 副部会長 1名
- 2 部会長は、部会委員を代表し、会務を統括する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し部会長事故ある時は、その職務を代理する。

(委員及び役員の任期)

第4条 委員及び役員の任期は、2年とする。

(会 議)

第5条 部会は必要に応じ部会長が招集し、部会長が議長となる。

- 2 部会の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(補 則)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、令和6年5月18日から施行する。